

しょうわ 社協ニュース

※社協とは、「社会福祉協議会」の略です。

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 令和3年9月15日発行

TEL 0241-57-2655 / FAX 0241-57-2649 Vol. 54

地域歳末たすけあい募金によるボランティア活動費の助成について

今年も実施される「赤い羽根共同募金運動（地域歳末たすけあい運動を含む）」では、村内のボランティア活動等に対して、活動費の助成を予定しています。希望される団体等におかれましては、下記の要領をご確認のうえ、期限内にお申し込みください。なお、申込方法や企画（感染症対策も含む）等に関することで不明な点については、社会福祉協議会へお気軽にご相談ください。



記

1. 助成対象（次の要件すべてにあてはまること）

- ①ボランティア活動の4原則（自発性・地域性・無償性・継続性）を満たす活動を行う団体等（実費相当額をもらいうける活動も含みます。）であること。
- ②令和3年度中に実施予定の活動であること。
例えば、お弁当や日用品の配布などによる地域内の見守り活動など。



2. 助成額：1件につき30,000円以内（募金実績により上限額が下がる場合があります。）

3. 申込期限：令和3年10月29日（金）まで

4. 交付決定：令和3年11月10日（水）以降

5. 助成対象外：実施予定の事業について、別に行政など他から助成を受けている団体等

6. 提出物：社会福祉協議会に備え付けの「ボランティア活動助成金交付申請書」や会員名簿、事業計画書、予算書等活動内容がわかる書類

※裏面もご覧ください。

除雪支援事業 [日常対応] の実施に係る除雪作業員の募集について (非 常 勤 職 員)

1. 募集職種 (応募資格) 及び採用人数

- ①オペレーター作業員 (除雪機械又は運搬車両を所有し、支援できる方) 8名程度
- ②除雪作業員 (屋根の雪下ろし又は補助作業ができる方) 8名程度



2. 作業内容

依頼に基づき実施する除雪機械での除雪作業
または作業補助、屋根の雪下ろし等

3. 雇用期間 (非常勤)

令和3年12月1日より令和4年3月31日までの4ヶ月間

4. 賃金等

本会「除雪支援事業実施要綱」に基づき、賃金等を支給します。

5. 提出書類

自動車運転免許証等、身分が証明できるもの (写し)

6. 募集〆切

令和3年11月12日 (金) まで

7. 採用結果

令和3年11月末日までに個別に通知いたします。



<その他冬期間 (雪) に関する支援事業 [予定を含む] > (担当部署)

①除雪支援事業 [大規模対応] (社協 57-2655)

村内建設業者などに委託して作業していただく事業です。



②除雪機械貸出事業 (社協 57-2655)

社協で所有する除雪機械を貸し出す事業です。

※①除雪支援事業 (日常対応及び大規模対応) 及び②除雪機械貸出事業
については、高齢者世帯等に対して経費の一部が村から助成されます。

③高齢者世帯援助金 (村保健福祉課福祉係 57-2645)

高齢者世帯等で屋根ぐしへの電熱線設備又は地下水利用による消雪設備
を設置する場合に、経費の一部が助成されます。

※詳しくは、社協または村役場保健福祉課へお問い合わせください。

※表面もご覧ください。